

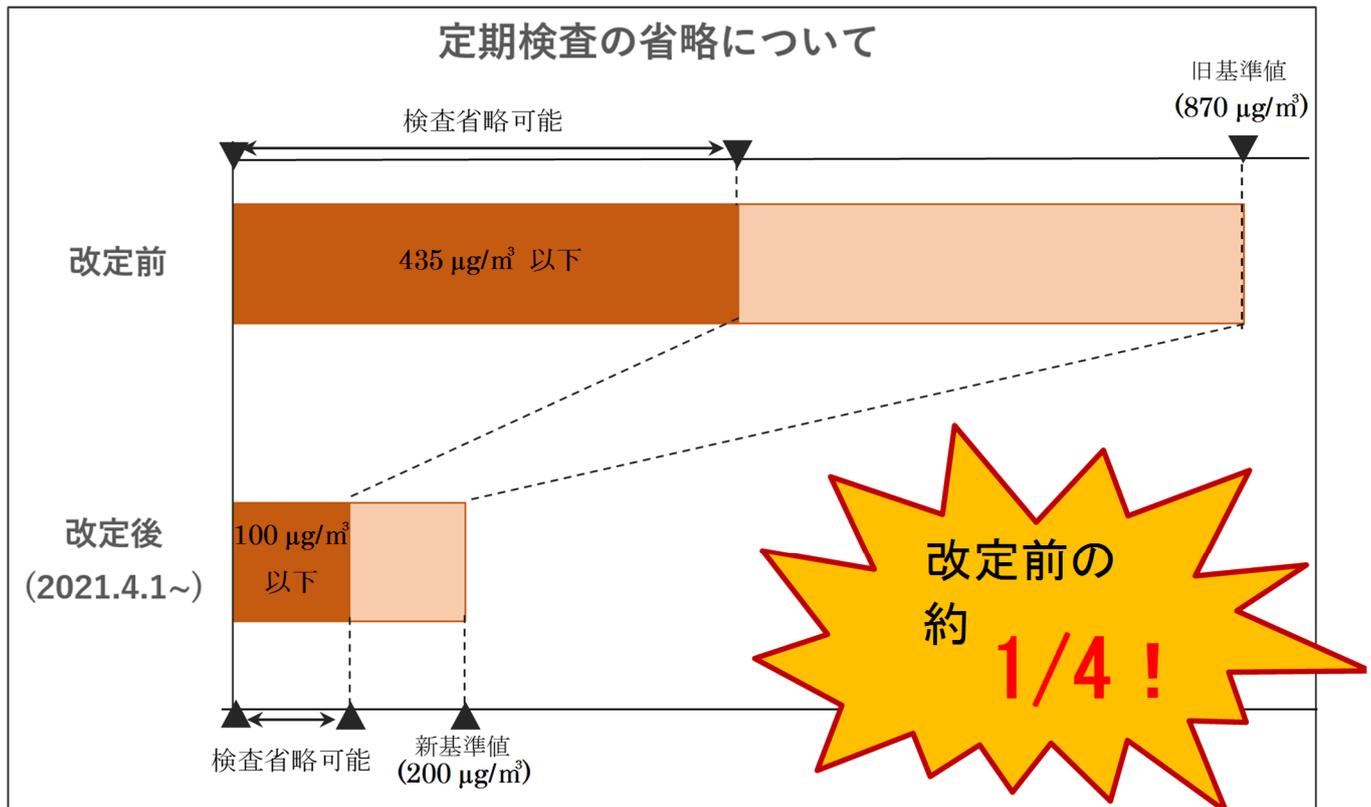
教室等の環境に係る学校環境衛生基準の改定

～省略していた検査が必要になる可能性があります！～

「室内空气中化学物質の室内濃度指針値について」（平成31年1月17日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）において、キシレンの指針値が $870 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm) から $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) に改定されたことを踏まえ、文部科学省は学校環境衛生基準におけるキシレンの基準値の改定を行い、2021年4月1日に施行しました。

改定される項目	旧基準値	改定後基準値
キシレン	$870 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm)	$200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)

教室等の環境に係る学校環境衛生基準において、その結果が著しく基準値を下回る場合（基準値の1/2以下）には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができます。



過去の検査においてキシレンの検査結果が改定後基準値の1/2 ($100 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を超えている場合は、定期検査の省略が出来ませんのでご注意ください。

当社の「あなたの分析室 Webシステム」では過去のデータを検索することができます。

詳しくは、当社 研究開発部 織田、佐藤（亮）（フリーダイヤル 0120-01-2590 内線444、382）まで、お気軽にお問い合わせください。

